

奈良市税外債権回収等業務公募型プロポーザルに係る質問回答

質問事項	回答
<p>委託予定債権について、</p> <p>①2年目以降の追加委託予定は。 (昨年度実績等、債権ごとでも総額でも概算で可)</p> <p>②今回の委託予定債権において過去に外部委託した案件の比率は。 (債権ごとでも総額でも概算で可)</p>	<p>①令和2年11月17日に業務委託を開始した前期契約におきましては、令和3年度に約11,000千円、令和4年度に約12,000千円、令和5年度に約10,000千円を追加委託しております。</p> <p>②学校給食費 76% 学童保育使用料・昼食費・おやつ代 80% 住宅使用料・駐車場使用料 93% 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金 88% 住宅新築資金等貸付金 今回が初の委託</p>
<p>受託債権収納及び領収書の発行について、</p> <p>①収納は、当方が開設した本件専用口座に受領して問題がないか。</p> <p>②当方が開設した本件専用口座へ債務者等より入金があった際は、預り金のため領収書を発行できないが、その認識で問題ないか。</p>	<p>①問題ありません。本件専用口座の開設をお願いします。</p> <p>②債務者から現金で納付された場合には、領収証書を発行していただき、銀行口座へ振り込まれた場合には、振込票の控えを領収証書とする取扱いで差し支えありません。また、預り証等の発行での対応も可能です。</p> <p>ただし、本業務は地方自治法施行令第173条の2に規定する債権に係る徴収事務の委託であり、同条第2項に基づき回収した金員を本市に払込んでいただく際には、同項規定の計算書として募集要項3(4)①の「入金明細書」をご提出いただきますが、同時に預金通帳のコピー等、確認のための根拠資料を添付いただくようお願いいたします。</p>
<p>「事案ごとの納付交渉経過、回収履歴、調査事項等の記録及び徴収した関係書類を添付した報告書の作成」について、</p> <p>①報告書の作成及び提出の時期は。</p> <p>②報告方法や書式について別途協議による取決めが可能か。</p>	<p>①契約により定めませんが、翌月初めを想定しています。</p> <p>②報告方法や書式については、協議による取決めが可能です。</p>
<p>回収不能事案に係る業務について、</p> <p>①「戸籍及び住民票等の証拠資料及び調査記録を添付し」とあるが、弁護士職権にて取得した戸籍及び住民票等を提出することはできない。これに問題があるか。公簿提出が必須の場合は、都度委任状等を提出してもらう必要がある。</p> <p>②「公簿取得調査に加え、現地調査によっても所在が判明しない場合」とあるが、この場合現地調査が必須ということか。公簿取得にて行方不明の場合、一般的に現地に赴いても情報を得ることは難しいと想定される。</p>	<p>①必要な措置の上、戸籍及び住民票等の提出をお願いします。</p> <p>②回収不能報告書の作成については、募集要項3(3)①にあるように、債務者の所在が不明の場合、現地調査を必須とします。回収不能報告書に基づき債権放棄の適否を判断するため、催告書が返戻となった場合、住民票の異動がないことをもって回収不能扱いとされると適切な判断ができません。</p> <p>現地調査をしなくても回収不能が明らかでない限り、現地調査は必要と考えます。</p>
<p>「債権管理個票」の提出について、</p> <p>①「債権管理個票」はどのような書式か。</p> <p>②「債権管理個票」の書式や報告方法は協議により変更可能か。</p> <p>③「6か月ごとに事業計画書の提出」とあるが、業務が順調に推移していても必要になるか。</p>	<p>①決まった書式はありませんが、債務者情報、関係者情報、債権情報、分納履行状況、交渉履歴等を記載していただくことを考えています。</p> <p>②書式及び報告媒体については、協議により変更可能です。</p> <p>③「事業計画書」は、5種類の債権別に、次の6か月間の事業計画・方針を記載していただくものです。業務が順調に推移している場合でも、当該債権が全額回収済でない限り提出をお願いします。</p>
<p>予算額 令和6年度3,600千円(税込)について、</p> <p>本年度の業務開始はどのタイミングを想定しているか。</p> <p>2月上旬から業務を開始した場合、当事務所の実績を考慮すると今回対象となる債権種別の場合、15～20%の回収実績が見込まれる。その場合に、仮に成功報酬率を20%(税込)と設定しても予算額を大幅に超過してしまうが、業務開始を3月にして問題がないか。</p>	<p>回収実績が想定を上回り、既定の予算額が不足となった場合には何らかの予算措置を検討する予定であるため、業務の開始時期については可能な限り早期を希望します。</p>
<p>目標回収率について、</p> <p>(ア)初期委託予定債権額：171,874千円…A (イ)令和7年第1四半期委託予定債権額：378,175千円…B (ウ)(ア)(イ)の合計債権額：550,049千円…C</p> <p>①A,B,Cのどれに対する目標か。</p> <p>②目標設定のタイミング(契約終了時、取組1年経過後等)は。</p>	<p>①Cに対する目標回収率を記載してください。</p> <p>②契約終了時までの目標回収率の設定をお願いします。</p>

奈良市税外債権回収等業務公募型プロポーザルに係る質問回答

	質問事項	回答																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	第12号様式 回収不能事案②について、 回収不能報告書作成時、原則現地調査必須とお考えか。	回答4②をご覧ください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	企画提案書について、ページ数に制限はあるか。	企画提案書にページ数の制限は設けておりません。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	奈良市への送金方法について、 回収金を送金する場合、奈良市の金融機関口座へ一括振込する方法 で問題がないか。	本市への振込は一括で問題ありません。3か月ごとに入金することと し、入金明細書を毎月提出してください。（回答2②参照）																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	奈良市から受託者に対して提供される委託事務の遂行に必要な債務 者の基本情報（債務者の住所、貸付時の住所及び転出先が判明して いる場合は転出先の住所、氏名、生年月日、性別及び回収すべき金 額等）は、電子データ化されているか。利用ソフトウェアは。	基本情報については、Microsoft Excelでリストを作成しています。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	分割納付誓約の徴取にあたり、様式の指定はあるか。	本市で使用している様式はありますが、記載内容に不足がなければ様 式は問いません。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13	受託債権を収納して領収証を発行するにあたり、 ①奈良市独自の領収証書式である必要はあるか。 ②分割納付の場合、毎回、領収証を発行する必要があるか。 ③債務者が銀行振込により送金した場合も領収証の発行が必要か。	①本市独自の領収証書式である必要はありません。 ②分割納付、一括納付に関わらず、現金を収納いただく場合はその都 度、領収証書の発行をお願いします。 ③回答2②をご覧ください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14	実績報告書、交渉状況報告書、入金明細書、定期報告書、入金報告 書等について、奈良市独自の指定書式はあるか。 上記各報告書類の書式のレイアウトは、受託者において設定できる か。	本市指定の様式はありませんので、契約時の協議において、必要項目 を網羅した様式についてご提案ください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	各債権の発生年度はいつ頃か。また、各債権について外部委託され ていた実績はあるか。特に、住宅新築資金等貸付金についての発生 年度の分布は。	各債権の発生年度の割合（債権額ベース）は以下のとおりです。 なお、貸付金債権については貸付年度による割合を記載しています。 また、過去の委託実績については、回答1②をご覧ください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">学校給食費</th> <th colspan="2">学童保育使用料・ 昼食費・おやつ代</th> <th colspan="4">住宅使用料・駐車場使用料</th> <th colspan="2">母子福祉資金貸付金・ 寡婦福祉資金貸付金</th> <th colspan="2">住宅新築資金等 貸付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td><td>16.39%</td> <td>H15</td><td>8.56%</td> <td>S53</td><td>0.06%</td> <td>H13</td><td>5.08%</td> <td>S61</td><td>7.97%</td> <td>S46</td><td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>R2</td><td>16.17%</td> <td>H16</td><td>8.96%</td> <td>S54</td><td>0.17%</td> <td>H14</td><td>5.14%</td> <td>H4</td><td>20.64%</td> <td>S47</td><td>0.91%</td> </tr> <tr> <td>R3</td><td>23.26%</td> <td>H17</td><td>9.56%</td> <td>S55</td><td>0.17%</td> <td>H15</td><td>6.01%</td> <td>H10</td><td>1.82%</td> <td>S48</td><td>4.52%</td> </tr> <tr> <td>R4</td><td>22.67%</td> <td>H18</td><td>9.04%</td> <td>S56</td><td>0.17%</td> <td>H16</td><td>6.24%</td> <td>H11</td><td>6.24%</td> <td>S49</td><td>2.24%</td> </tr> <tr> <td>R5</td><td>21.51%</td> <td>H19</td><td>7.23%</td> <td>S57</td><td>0.13%</td> <td>H17</td><td>7.26%</td> <td>H12</td><td>4.21%</td> <td>S50</td><td>3.31%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H20</td><td>9.20%</td> <td>S58</td><td>0.13%</td> <td>H18</td><td>7.21%</td> <td>H13</td><td>4.30%</td> <td>S51</td><td>6.43%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H21</td><td>4.07%</td> <td>S59</td><td>0.17%</td> <td>H19</td><td>6.77%</td> <td>H14</td><td>39.83%</td> <td>S52</td><td>15.66%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H22</td><td>2.85%</td> <td>S60</td><td>0.21%</td> <td>H20</td><td>7.38%</td> <td>H15</td><td>4.82%</td> <td>S53</td><td>17.44%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H23</td><td>1.95%</td> <td>S61</td><td>0.18%</td> <td>H21</td><td>9.82%</td> <td>H21</td><td>2.10%</td> <td>S54</td><td>15.68%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H25</td><td>1.66%</td> <td>S62</td><td>0.09%</td> <td>H22</td><td>6.40%</td> <td>H23</td><td>1.13%</td> <td>S55</td><td>11.35%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H26</td><td>0.33%</td> <td>S63</td><td>0.10%</td> <td>H23</td><td>6.23%</td> <td>H24</td><td>1.20%</td> <td>S56</td><td>3.07%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H27</td><td>4.40%</td> <td>H1</td><td>0.31%</td> <td>H24</td><td>2.28%</td> <td>H27</td><td>2.25%</td> <td>S57</td><td>3.71%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H28</td><td>1.43%</td> <td>H2</td><td>0.41%</td> <td>H25</td><td>0.14%</td> <td>H29</td><td>0.21%</td> <td>S59</td><td>0.93%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>H30</td><td>1.51%</td> <td>H3</td><td>0.51%</td> <td>H26</td><td>1.17%</td> <td>H30</td><td>2.96%</td> <td>S60</td><td>2.29%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>R1</td><td>5.19%</td> <td>H4</td><td>0.56%</td> <td>H27</td><td>0.20%</td> <td>H31</td><td>0.32%</td> <td>S61</td><td>5.17%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>R2</td><td>0.97%</td> <td>H5</td><td>0.60%</td> <td>H28</td><td>0.09%</td> <td></td><td></td> <td>S62</td><td>0.55%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>R3</td><td>6.60%</td> <td>H6</td><td>0.78%</td> <td>H29</td><td>0.18%</td> <td></td><td></td> <td>H3</td><td>0.49%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>R4</td><td>4.08%</td> <td>H7</td><td>1.00%</td> <td>H30</td><td>0.02%</td> <td></td><td></td> <td>H4</td><td>0.72%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>R5</td><td>12.41%</td> <td>H8</td><td>1.17%</td> <td>R1</td><td>0.17%</td> <td></td><td></td> <td>H5</td><td>1.16%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>H9</td><td>1.34%</td> <td>R2</td><td>0.36%</td> <td></td><td></td> <td>H6</td><td>1.57%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>H10</td><td>3.22%</td> <td>R4</td><td>0.06%</td> <td></td><td></td> <td>H8</td><td>2.39%</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>H11</td><td>5.23%</td> <td>R5</td><td>0.20%</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>H12</td><td>4.88%</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	学校給食費		学童保育使用料・ 昼食費・おやつ代		住宅使用料・駐車場使用料				母子福祉資金貸付金・ 寡婦福祉資金貸付金		住宅新築資金等 貸付金		R1	16.39%	H15	8.56%	S53	0.06%	H13	5.08%	S61	7.97%	S46	0.41%	R2	16.17%	H16	8.96%	S54	0.17%	H14	5.14%	H4	20.64%	S47	0.91%	R3	23.26%	H17	9.56%	S55	0.17%	H15	6.01%	H10	1.82%	S48	4.52%	R4	22.67%	H18	9.04%	S56	0.17%	H16	6.24%	H11	6.24%	S49	2.24%	R5	21.51%	H19	7.23%	S57	0.13%	H17	7.26%	H12	4.21%	S50	3.31%			H20	9.20%	S58	0.13%	H18	7.21%	H13	4.30%	S51	6.43%			H21	4.07%	S59	0.17%	H19	6.77%	H14	39.83%	S52	15.66%			H22	2.85%	S60	0.21%	H20	7.38%	H15	4.82%	S53	17.44%			H23	1.95%	S61	0.18%	H21	9.82%	H21	2.10%	S54	15.68%			H25	1.66%	S62	0.09%	H22	6.40%	H23	1.13%	S55	11.35%			H26	0.33%	S63	0.10%	H23	6.23%	H24	1.20%	S56	3.07%			H27	4.40%	H1	0.31%	H24	2.28%	H27	2.25%	S57	3.71%			H28	1.43%	H2	0.41%	H25	0.14%	H29	0.21%	S59	0.93%			H30	1.51%	H3	0.51%	H26	1.17%	H30	2.96%	S60	2.29%			R1	5.19%	H4	0.56%	H27	0.20%	H31	0.32%	S61	5.17%			R2	0.97%	H5	0.60%	H28	0.09%			S62	0.55%			R3	6.60%	H6	0.78%	H29	0.18%			H3	0.49%			R4	4.08%	H7	1.00%	H30	0.02%			H4	0.72%			R5	12.41%	H8	1.17%	R1	0.17%			H5	1.16%					H9	1.34%	R2	0.36%			H6	1.57%					H10	3.22%	R4	0.06%			H8	2.39%					H11	5.23%	R5	0.20%									H12	4.88%						
学校給食費		学童保育使用料・ 昼食費・おやつ代		住宅使用料・駐車場使用料				母子福祉資金貸付金・ 寡婦福祉資金貸付金		住宅新築資金等 貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																								
R1	16.39%	H15	8.56%	S53	0.06%	H13	5.08%	S61	7.97%	S46	0.41%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
R2	16.17%	H16	8.96%	S54	0.17%	H14	5.14%	H4	20.64%	S47	0.91%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
R3	23.26%	H17	9.56%	S55	0.17%	H15	6.01%	H10	1.82%	S48	4.52%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
R4	22.67%	H18	9.04%	S56	0.17%	H16	6.24%	H11	6.24%	S49	2.24%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
R5	21.51%	H19	7.23%	S57	0.13%	H17	7.26%	H12	4.21%	S50	3.31%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H20	9.20%	S58	0.13%	H18	7.21%	H13	4.30%	S51	6.43%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H21	4.07%	S59	0.17%	H19	6.77%	H14	39.83%	S52	15.66%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H22	2.85%	S60	0.21%	H20	7.38%	H15	4.82%	S53	17.44%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H23	1.95%	S61	0.18%	H21	9.82%	H21	2.10%	S54	15.68%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H25	1.66%	S62	0.09%	H22	6.40%	H23	1.13%	S55	11.35%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H26	0.33%	S63	0.10%	H23	6.23%	H24	1.20%	S56	3.07%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H27	4.40%	H1	0.31%	H24	2.28%	H27	2.25%	S57	3.71%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H28	1.43%	H2	0.41%	H25	0.14%	H29	0.21%	S59	0.93%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		H30	1.51%	H3	0.51%	H26	1.17%	H30	2.96%	S60	2.29%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		R1	5.19%	H4	0.56%	H27	0.20%	H31	0.32%	S61	5.17%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		R2	0.97%	H5	0.60%	H28	0.09%			S62	0.55%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		R3	6.60%	H6	0.78%	H29	0.18%			H3	0.49%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		R4	4.08%	H7	1.00%	H30	0.02%			H4	0.72%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		R5	12.41%	H8	1.17%	R1	0.17%			H5	1.16%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				H9	1.34%	R2	0.36%			H6	1.57%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				H10	3.22%	R4	0.06%			H8	2.39%																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				H11	5.23%	R5	0.20%																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				H12	4.88%																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16	「各種貸付金については貸付契約ごとを件数とします。」とある が、債務者単位にすると何件（何人）になるか。	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金：債務者 18人 住宅新築資金等貸付金：債務者 135人																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17	各債権について契約期間中に追加委託はあるか。ある場合、年度単 位等頻度はどのくらいか。	回答1①をご覧ください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18	各債権について債務者から債権を回収した場合に充当月の管理は受 託者で行い、委託者に報告する必要があるか。	回収した債権の充当月については、本市で管理しますので管理及び報 告の必要はありません。																																																																																																																																																																																																																																																																																																

奈良市税外債権回収等業務公募型プロポーザルに係る質問回答

質問事項		回答
19	委託債権は元金のみであり、延滞利息や違約金は委託対象外ということでしょうか。	地方自治法施行令第173条の2第1項第7号で委託可能な歳入として規定されている延滞金及び遅延損害金についても、委託予定債権額に含んでいます。
20	現地調査の方法について、奈良市の仕様はあるか。	定められた方法はありません。
21	再委託について、「事前に本市から承認を得た場合は、受託者は業務の一部を第三者に委託することができます。」とあるが、第三者に委託する場合にはどのような手続きが必要か。 また、再委託可能な業務の範囲について、規定はあるか。	事前に「再委託承認申請書」を提出いただき、本市の承認を得ることが必要です。 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）にいう「債権回収会社による債権管理回収業」以外の業務については再委託可能としますが、主に、近畿圏以外の事業者が現地調査において不利にならないことを想定しています。
22	参加表明書で指示のある所管税務署が発行した納税証明書については、納税証明書（その3の2）でしょうか。	提出を求める納税証明書は、個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」となります。
23	企画提案書について、別紙を添付して補足することは可能か。	募集要項11（2）⑨のとおり、カタログやパンフレットについては企画提案書と別に提出していただけますが、企画提案書と合わせて袋綴じすることがふさわしい別紙があるようでしたら、そのようにしてください。
24	納付催告対象である債務者とは各債権の名義人のみか。	連帯保証人を含みます。